

公益社団法人鹿児島県薬剤師会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づき、本会の会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づき正会員、賛助会員、寿会員、特別会員及び名誉会員とする。

(入会手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員並びに特別会員として入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入し、会費規程に定める会費を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、本規程により審査を行い、入会の可否を決定する。
- 3 名誉会員については、理事会で決議し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、本会が管理する会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、変更届を理事会に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき取扱わなければならない。

(会費)

第5条 会費等の額及び納期、並びに会費滞納に対する督促等に関する細則は、本会定款第8条により総会において別に定める「会費規程」による。

(退会手続)

第6条 会員は、定款第9条の規定に基づき、退会届を本会会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第11条の定めにより、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて定款第6条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込みに対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定する。

ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(正会員)

第8条 定款第5条に定める正会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員Aは、管理薬剤師、又は正会員Aであることを希望する薬剤師とする。
- (2) 正会員Bは、正会員A以外の薬剤師とする。

2 前項に定める正会員の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 本会が承認した地域薬剤師会及び日本薬剤師会の会員又は入会申込者であること。
- (2) 雇用される管理薬剤師にあつては、勤務する施設を経営する法人又は個人が会員であること。
- (3) 管理薬剤師の設置が義務付けられる施設に勤務する正会員Bにあつては、当該施設の管理薬剤師が会員であること。
- (4) 薬事関係法規に違反した者は、処分が終了していること。
- (5) 本会の会員として除名の処分を受けた者は、その処分の日から5年以上経過していること。

(賛助会員)

第9条 定款第5条に定める賛助会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員が管理薬剤師として勤務する薬局を開設する法人又は薬剤師以外の者
- (2) 会員が管理薬剤師として勤務する卸売販売業、医薬品製造販売業等を経営する法人又は薬剤師以外の者
- (3) 会員が勤務する店舗販売業を経営する法人又は薬剤師以外の者
- (4) その他希望する個人及び団体

(寿会員)

第10条 定款第5条に定める寿会員は、長年正会員として本会に在籍し、寿会員であることを希望する当該年度の4月1日時点で満77歳以上の者とする。

2 前項の寿会員を希望する場合は、寿会員届を本会会長に提出しなければならない。

(特別会員)

第11条 定款第5条に定める特別会員は、次のとおりとする。

- (1) 薬学を専攻する学生
- (2) 薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者

(名誉会員)

第12条 名誉会員は、定款第5条に基づき、本会及び本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

- 2 名誉会員の推薦基準は、原則として70歳以上の者であって、本会の表彰を受けた者、若しくは国内外で顕著な業績をあげた者の中から選考する。
- 3 前項の推薦基準を満たした者について、理事会で決議する。
- 4 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

(各様式)

第14条 入会申込書、退会届、変更届等の各様式は、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は令和3年3月28日から施行する。